

（盗難発生警報装置）

第145条 盗難発生警報装置の盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第43条の5第2項の告示で定める基準は、協定規則第163号の規則10. から12. まで（同規則の附則7に係る部分を除く。）に定める基準とする。

次に掲げる盗難発生警報装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられた盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた盗難発生警報装置
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている盗難発生警報装置又はこれに準ずる性能を有する盗難発生警報装置
- 三 法第75条の3第1項の規定に基づき盗難発生警報装置の指定を受けた自動車に備える盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた盗難発生警報装置又はこれに準ずる性能を有する盗難発生警報装置